

足利市高齢者見守り事業（足利つながるネット）実施要領

（目的）

第1条 足利市高齢者見守り事業（通称を「足利つながるネット」とし、以下「本事業」という。）は、社会的支援を必要とする全ての高齢者を行政、団体、民間事業者、地域住民等が連携して見守るネットワークを構築し、見守りを通じて、高齢者の虐待、事故、詐欺被害、孤立死、認知症等による行方不明等の早期発見及び保護に協力し、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりの推進を目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）高齢者見守り活動 高齢者の虐待、事故、詐欺被害、孤立死、行方不明等を防ぐための次条から第7条までに規定する活動をいう。
- （2）民間事業者等 本事業の趣旨に賛同し、日常の業務の範囲内において高齢者の見守り活動への協力を行う民間事業者及び団体（公共的団体を含む。）をいう。
- （3）警察署等 その地域を管轄する警察署、交番又は駐在所をいう。

（本事業の内容）

第3条 民間事業者等、民生委員・児童委員及び市は、第1条の目的を達成するため、相互に連携し、高齢者の異変に関する情報を市または所管の地域包括支援センターに集約し、当該高齢者に対する速やかな安否確認及び必要な支援を行うものとする。

- 2 高齢者の異変に対して緊急に対処する必要があると認められる場合、当該異変を察知した者は、直ちに警察署等にその状況を通報するものとする。
- 3 民間事業者等は、詐欺事件等の抑止力となるよう、高齢者見守り活動を実施していることを明示するよう努めるものとする。

（民間事業者等の役割）

第4条 民間事業者等は、日常の業務の範囲内において異変を察知した場合には、必要に応じて、本人又は家族（以下「本人等」という。）と連絡を取ること及び市又は地域包括支援センターへその状況の通報に努めるものとする。

ただし、窓ガラス越しに倒れている人の姿が確認できる場合など、当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、直ちに警察署等にその状況を通報するものとする。

- 2 民間事業者等は、見守り活動を円滑に実施するために、認知症サポーター養成講座の受講に努めるものとする。

（市及び地域包括支援センターの役割）

第5条 市は、前3条に規定する活動の円滑な実施に必要な体制を整備する。また、本事業の趣旨を民間事業者及び団体（公共的団体を含む。）に周知し、活動に対する協力を依頼するため、協定を締結するものとする。

- 2 市は、本事業の趣旨を高齢者に周知し、高齢者が日常の生活の中で異変を察知した場合は、市又は所管の地域包括支援センター（当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署等）へ通報するよう求めるものとする。
- 3 市又は地域包括支援センターは、高齢者の異変に関する通報を受けた場合、当該地域の民生委員・児童委員及び警察署等と連携・協力して、速やかに安否を確認するものとする。また、警察署等から求められた場合には、立入りに協力するものとする。
- 4 地域包括支援センターは、前項の安否確認後、民生委員・児童委員及び市と連携・協力して、以後の見守りや各種福祉サービスの利用等に向けた相談支援を、必要に応じて個別訪問等により行うものとする。

（民生委員・児童委員の役割）

第6条 民生委員・児童委員は、日常の職務の中で異変を察知した場合には、本人等と連絡を取ることに努め、必要に応じて、市又は地域包括支援センター（当該異変に対して緊急に対処する必要があると認められるときは、警察署等）に通報するものとする。

- 2 民生委員・児童委員は、市又は地域包括支援センターから求められた場合に前条第3項の安否確認及び同条第4項の相談支援について、協力するよう努めるものとする。また、警察署等から求められた場合には、立入りに協力するよう努めるものとする。

（秘密保持及び個人情報の保護）

第7条 本事業の全ての実施主体は 本事業の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

附 則

この要領は、平成28年1月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。